

令和 9 年度

米子市認可保育施設 利用・入所ガイド



◆お問い合わせ先◆

米子市役所 こども支援課（ふれあいの里 1 階）

電話：0859-23-5177

認可保育施設（保育所・認定こども園【保育部分】・小規模保育事業所・事業所内保育事業所等）は、保護者が「保育が必要な事由」に該当している場合のみ入所できます。認可保育施設に入所を希望される場合は、この利用・入所ガイドに沿ってお申込みください。

幼稚園、認定こども園【教育部分】、認可外保育施設に入所を希望される場合は、各施設に直接お申込みください。

◆入所申込スケジュール◆

	入所募集枠 公開日	申込期間	結果通知
1 次 申込	令和 8 年 11 月 1 日	令和 8 年 11 月 1 日 ～11 月 30 日	令和 8 年 12 月下旬
2 次 申込	令和 9 年 2 月 1 日	令和 9 年 2 月 1 日 ～2 月 21 日	令和 9 年 3 月上旬

🌸 令和 9 年度年齢別クラス 🌸

クラス	お子さんの生年月日
0 歳児	令和 8 年（2026 年）4 月 2 日 ～
1 歳児	令和 7 年（2025 年）4 月 2 日 ～ 令和 8 年（2026 年）4 月 1 日
2 歳児	令和 6 年（2024 年）4 月 2 日 ～ 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日
3 歳児	令和 5 年（2023 年）4 月 2 日 ～ 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日
4 歳児	令和 4 年（2022 年）4 月 2 日 ～ 令和 5 年（2023 年）4 月 1 日
5 歳児	令和 3 年（2021 年）4 月 2 日 ～ 令和 4 年（2022 年）4 月 1 日



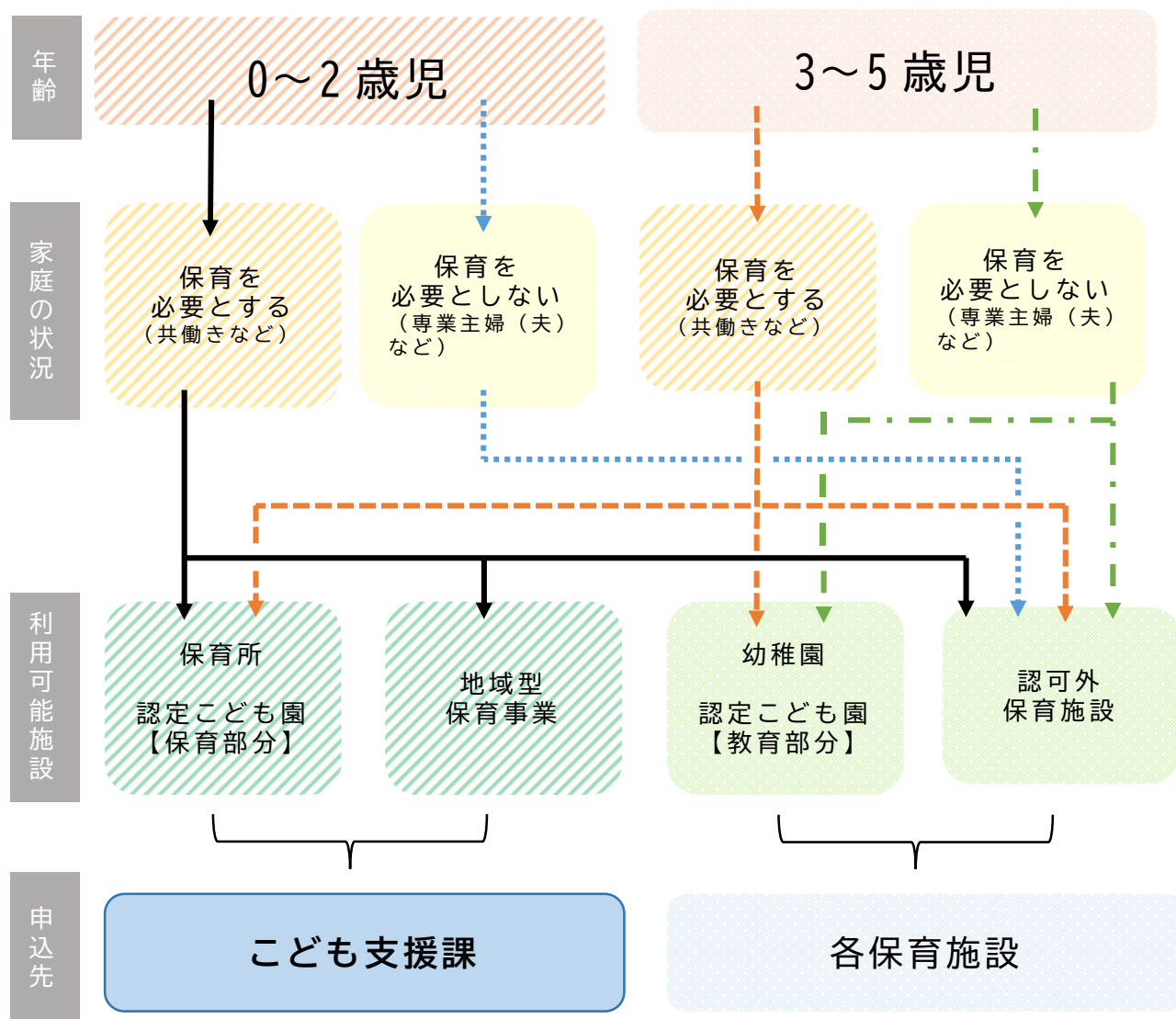
🌸 目 次 🌸

1	保育施設の種類	3 ページ
2	入所までの流れ	4 ページ
	1 次申込	4 ページ
	2 次申込	5 ページ
	随時申込	6 ページ
3	保育施設の募集枠	7 ページ
4	保育が必要な事由を証明する書類等	8 ページ
5	教育・保育給付認定の種類	9 ページ
6	保育が必要な事由	9 ページ
7	認定期間	10 ページ
8	保育の必要量（利用時間）	10 ページ
9	入所選考（利用調整）	11 ページ
10	利用者負担額	13 ページ
11	その他	14 ページ
12	よくあるご質問	16 ページ
	米子市保育所利用者負担額（保育料）表	19 ページ
	令和 9 年度 入所募集保育施設一覧	20 ページ

1 保育施設の種類

お子さんの年齢やご家族の状況に合わせて選択してください。

※令和 9 年 4 月 1 日時点の年齢



施設の種類	概要・対象
保育所	国の基準を満たした児童福祉施設 対象：0 歳～小学校就学前
認定こども園	幼稚園と保育所の機能が一体となった施設 対象：0 歳～小学校就学前
地域型 保育事業	少人数（定員 6～19 人）を対象とした保育施設 （小規模保育事業、事業所内保育事業） 対象：0 歳～2 歳児
幼稚園	幼児期の教育を行う学校教育施設 対象：満 3 歳～小学校就学前
認可外保育施設	鳥取県に開設の届出を提出している施設



▲施設の詳細は
こちらから

2 入所までの流れ

保育所、認定こども園【保育部分】、地域型保育事業所の4月からの入所は、前年の11月から申込みが始まります。

1 次 申 込

申込み

申込期間内に電子申請でお申込みください。

- ◆ 申 込 期 間 ◆ 11月1日～11月30日
- ◆ 申 込 方 法 ◆ とっとり電子申請サービス（米子市）
- ◆ 募 集 人 数 ◆ 11月1日に米子市ホームページに公開



〔添付書類〕

- 保育が必要な事由を証明する書類（8ページ参照）
- 本人確認書類

▲ 申込はこちらから

⚠ 注意事項

- ※ご利用にあたっては、連絡の取れるメールアドレスの入力が必要です。
- ※申込完了通知メールが届きます。メール受信拒否の設定等を行っている場合は、解除してください。
- ※必要書類の画像データの添付が必要です。

認定

保護者が「保育が必要な事由」の要件を満たす場合、保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）を行います。認定後、後日、支給認定証*を送付します。（既に支給認定証を交付している方は除く。）

⚠ 注意事項

- ※結果通知の受け取りにはデジタル通知（Speed Letter Plus®）の登録が必要です。詳しくは12ページをご参照ください。



ポイント

*支給認定証とは、お子さんが保育施設を利用するためのパスポートです。「認定区分」、「保育の必要性の事由」、「保育必要量」などが記載されています。

入所選考 (利用調整)

申込み内容や添付書類を基に利用調整を行います。

結果は12月下旬に通知予定です。

内定の場合は内定通知書を、内定に至らなかった場合は保留通知を送付します。また、内定辞退を希望する場合はこども支援課までご連絡ください。

入所

米子市ホームページに掲載する「健康診断・入園式についてのご案内（4月1日入所）」をご確認ください。なお、内定に至らなかった方は、自動的に2次申込にエントリーされます。

2 次 申 込

申込み

申込期間内に電子申請でお申込みください。

◆ 申 込 期 間 ◆ 2 月 1 日～2 月 21 日

◆ 申 込 方 法 ◆ とっとり電子申請サービス（米子市）

※1次申込で保留となった方は自動的にエントリーされます。希望する保育施設を変更する場合は、米子市ホームページから手続きしてください。

◆ 募 集 人 数 ◆ 2 月 1 日に米子市ホームページに公開



〔添付書類〕

- 保育が必要な事由を証明する書類（8 ページ参照）
- 本人確認書類

▲ 申込はこちらから

⚠ 注意事項

- ※ご利用にあたっては、連絡の取れるメールアドレスの入力が必要です。
- ※申込完了通知メールが届きます。メール受信拒否の設定等を行っている場合は、解除してください。
- ※必要書類の画像データの添付が必要です。

認定

保護者が「保育が必要な事由」の要件を満たす場合、保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）を行います。認定後、後日、支給認定証*を送付します。（既に支給認定証を交付している方は除く。）

⚠ 注意事項

- ※結果通知の受け取りにはデジタル通知（Speed Letter Plus®）の登録が必要です。詳しくは 12 ページをご参照ください。



ポイント

*支給認定証とは、お子さんが保育施設を利用するためのパスポートです。「認定区分」、「保育の必要性の事由」、「保育必要量」などが記載されています。

入所選考 (利用調整)

申込み内容や添付書類を基に利用調整を行います。

結果は **3 月上旬** に通知する予定です。

内定の場合は内定通知書を、内定に至らなかった場合は保留通知を送付します。また、内定辞退を希望する場合はこども支援課までご連絡ください。

入所

米子市ホームページに掲載する「健康診断・入園式についてのご案内（4 月 1 日入所）」をご確認ください。なお、内定に至らなかった方は自動的に令和 9 年度の随時申込にエントリーされます。

随時申込(5月以降の入所)

申込み

申込期間内に電子申請でお申込みください。

◆申込期間◆ 以下の表のとおり

◆申込方法◆ とっとり電子申請サービス（米子市）

※2次申込で保留となった方は自動的にエントリーされます。
希望する保育施設を変更する場合は、米子市ホームページから
手続きしてください。

◆募集人数◆ 米子市ホームページに公開

※入所募集人数の公開日は以下の表のとおり



[添付書類]

- 保育が必要な事由を証明する書類（8ページ参照）
- 本人確認書類

▲申込はこちらから



注意事項

- ※ご利用にあたっては、連絡の取れるメールアドレスの入力が必要です。
- ※申込完了通知メールが届きます。メール受信拒否の設定等を行っている場合は、解除してください。
- ※必要書類の画像データの添付が必要です。

入所希望月	申込受付期間	入所募集枠公開日	結果通知 発送予定日
5月	令和9年3月9日 ～3月31日	令和9年3月25日	入所希望月の 前月10日頃 (土日祝日の場合は 翌開庁日)
6月	令和9年4月1日 ～4月30日	令和9年4月25日	
7月	令和9年5月1日 ～5月31日	令和9年5月25日	
8月	令和9年6月1日 ～6月30日	令和9年6月25日	
9月	令和9年7月1日 ～7月31日	令和9年7月25日	
10月	令和9年8月1日 ～8月31日	令和9年8月25日	
11月	令和9年9月1日 ～9月30日	令和9年9月25日	
12月	令和9年10月1日 ～10月31日	令和9年10月25日	
令和10年 1月	令和9年11月1日 ～11月30日	令和9年11月25日	
2月	令和9年12月1日 ～12月20日	令和9年12月15日	
3月	令和10年1月1日 ～1月31日	令和10年1月25日	

認定

保護者が「保育が必要な事由」の要件を満たす場合、保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）を行います。認定後、後日、支給認定証*を送付します。（既に支給認定証を交付している方は除く。）



注意事項

※結果通知の受け取りにはデジタル通知（Speed Letter Plus®）の登録が必要です。詳しくは 12 ページをご参照ください。



ポイント

*支給認定証とは、お子さんが保育施設を利用するためのパスポートです。「認定区分」、「保育の必要性の事由」、「保育必要量」などが記載されています。

入所選考 (利用調整)

申込み内容や添付書類を基に利用調整を行います。

結果は入所希望月の前月 10 日頃に通知します。

内定の場合は内定通知書を、内定に至らなかった場合は保留通知を送付します。また、内定辞退を希望する場合はこども支援課までご連絡ください。

入所

内定された保育施設に必ず連絡してください。保育施設にて入所説明があります。なお、内定に至らなかった方は自動的に翌月の随時申込にエントリーされます。

3 保育施設の入所募集（人数）

保育所、認定こども園【保育部分】、地域型保育事業の入所募集人数は米子市ホームページに公開します。（幼稚園や認定こども園【教育部分】の入所募集人数は直接施設にお問い合わせください。）



▲入所募集枠は
こちらから

◆ 1 次申込の募集人数 11 月 1 日公開予定

◆ 2 次申込の募集人数 2 月 1 日公開予定

◆ 随時申込の募集人数 入所希望月の前々月の 25 日公開予定

※令和 10 年 2 月入所希望の入所募集枠は令和 9 年 12 月 15 日公開予定

4 保育が必要な事由を証明する書類等

入所申込みの際には、お子さまと生計を同じにする**保護者（事実婚も含む）それぞれの「保育が必要な事由」を証明する書類を必ず添付**してください。

就労証明書などの様式は米子市ホームページからダウンロード・印刷してください。こども支援課（ふれあいの里1階）の窓口でも配布しています。



▲様式は
こちらから

保育が必要な事由	添付書類等
就労している方（自営業、内定含む）	会社・団体等で勤務している場合 ■就労証明書 自営業者の場合 ■就労証明書（本人記入） ■本人が業務を行っていることが分かる書類（確定申告書、営業許可証、開業届、請負契約書などの写し）
出産の準備、静養が必要な方	■母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日の確認ができる部分）
病気の方	■診断書
心身障がいのある方	■診断書、障害者手帳等の写し又は自立支援医療受給者証の写し（身体障害者手帳、精神障害者手帳2、3級、療育手帳Bに該当する場合は、電子申請内で別途申立てが必要）
心身障がいのある親族を介護、看護している方	★介護・看護の申立て
災害に遭われた方	■り災証明書
求職活動（予定）をしている方	★求職活動の申立て
起業準備をしている方	■起業準備中であることを確認できる書類（事業計画書の写し等） ★求職活動の申立て
学校に通われている方	■在学証明書 ★就学の申立て
配偶者と離婚調停中で別居している方	■調停受付票の写し又は裁判所からの呼出状の写し
上記以外の事由で保育ができない方	■事由を証明する書類

★＝各申立てについては、電子申請時に入力してください。



注意事項

- ※入所申込みは原則「電子申請」ですが、紙での入所申込みも受け付けます。ただし、紙で入所申込みを提出される場合は、上記★の事項について別途紙で申立書を提出していただく必要があります。
- ※紙による申込みの場合は、申込期間の平日9：00～17：00の時間のみ受け付けます。
- ※市外から米子市に転入される方で入所の申込みをされる場合、以下に該当する方は別途保育料の決定に必要な書類を添付してください。
- ・＜在宅障がい者が世帯にいる場合＞障害者手帳等の写し

5 保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）の種類

保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）には、3つの認定区分があります。

認定区分	年齢	保育が必要な事由	保育の必要量（利用時間）	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	不要	教育標準時間	幼稚園 認定こども園【教育部分】
2号認定		必要	保育標準時間 又は 保育短時間	保育所 認定こども園【保育部分】
3号認定	満3歳未満			保育所 認定こども園【保育部分】 地域型保育事業



ポイント

保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）の申請と「入所申込み」は兼ねて行うことができます。

6 保育が必要な事由

2・3号認定を取得するためには「保育が必要な事由」が必要です。また、「保育が必要な事由」に応じて「保育の必要量（利用時間）」が決まります。

保育が必要な事由（父母の状況）	保育の必要量（利用時間）
<ul style="list-style-type: none"> ■就労（実労働時間*が月120時間以上） ■妊娠・出産 ■疾病・負傷・障がい ■親族の介護・看護（介護及び看護時間が月120時間以上） ■災害復旧 ■就学（授業時間が月120時間以上） ■その他（保育標準時間の利用を認められる場合） 	<p>保育標準時間 （1日11時間 ・週6日）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■就労（実労働時間*が月60時間以上120時間未満） ■親族の介護・看護（介護及び看護時間が月60時間以上120時間未満） ■求職活動 ■就学（授業時間が月60時間以上120時間未満） ■育児休業（育児休業対象のお子さまのきょうだいが継続入所する場合のみ） ■その他（保育短時間の利用を認められる場合） 	<p>保育短時間 （1日8時間 ・週6日）</p>



注意事項

*実労働時間は、月間の合計時間から休憩時間を除いた時間を指します。

7 認定期間

「保育が必要な事由」に応じて認定の有効期間が決まります。

保育が必要な事由	認定の有効期間
■就労 ■疾病・負傷・障がい ■親族の介護・看護 ■災害復旧	添付書類の証明期間（雇用期間、診断書に記載されている期日等）又はお子さまの小学校就学前まで
■妊娠・出産	出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
■育児休業	育児休業の対象となるお子さまが満1歳に達する日の属する年度の末日まで（翌年度4月1日以後も育児休業を取得する場合、対象のお子さまが満2歳に達する日の属する月の末日まで）
■求職活動	認定した日から90日目の属する月の末日まで
■就学	卒業予定日又は修了予定日の属する月の末日まで
■その他	市長が必要と認める期間



注意事項

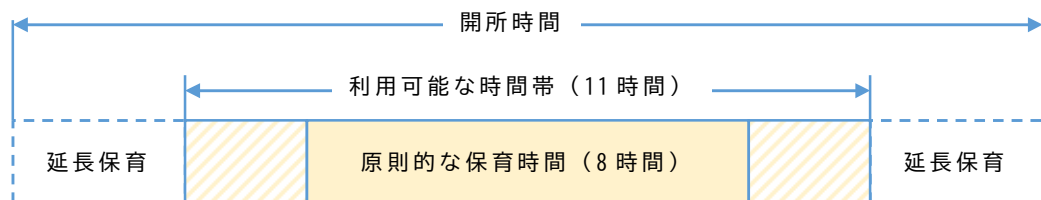
※3号認定の有効期間は、「満3歳に達する日の前日」か「上記の認定の有効期間」のいずれか早い日までです。

8 保育の必要量（利用時間）

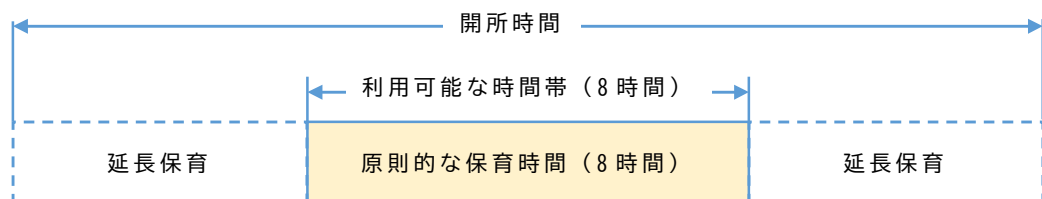
保育が必要な事由に応じて保育所、認定こども園【保育部分】、地域型保育事業の利用時間を「保育標準時間」又は「保育短時間」のいずれかに認定します。

利用時間を超えて利用したい場合、開所時間内であれば延長保育を利用できます。延長保育は保育料とは別に利用料がかかります。

○保育標準時間認定 1日11時間までの利用可能



○保育短時間認定 1日8時間まで利用可能



9 入所選考（利用調整）

入所申込みの内容や添付書類等を基に利用調整を行います。希望者多数の場合は、入所できない場合もあります。

(1) 入所選考の方法

入所申込みをされた方の中で、合計基準指数の高い順に希望する保育施設に内定します。

【合計基準指数の算出方法】

$$\text{基準指数（父）} + \text{基準指数（母）} + \text{調整基準指数} = \text{合計基準指数}$$

(2) 入所選考結果の通知

デジタル通知（Speed Letter Plus®）で通知します。

内定の場合は、内定通知書を送付します。

入所保留となった場合は、初回のみ入所保留通知を送付し、年度内に限り自動的に入所選考の対象となります。入所が可能になった時点で内定通知書を送ります。

《利用調整の優先順位に関する基準指数》

父及び母が保育できない事由			指数
就 労	実労働時間月 120 時間以上（週 30 時間以上）働いている		10
	実労働時間月 100 時間以上（週 25 時間以上）働いている		9
	実労働時間月 80 時間以上（週 20 時間以上）働いている		8
	実労働時間月 60 時間以上（週 15 時間以上）働いている（内職含む）		7
妊 娠 ・ 出 産		出産準備や産後静養が必要な場合	6
疾 病 ・ 負 傷	入院		10
	病気等で常に寝たきりの状態、または精神疾患等により日常の家事や保育が困難な場合		10
	通院（週 4 日以上）		7
	上記以外でお子さまの保育ができない場合		6
障 が い	身障手帳および精神手帳 1、2 級又は療育手帳 A 判定程度		10
	身障手帳および精神手帳 3 級又は療育手帳 B 判定程度		8
	上記以外でお子さまの保育ができない場合		6
親 族 の 介 護、 看 護	病 院 付 添	入院中の親族の付添い（月 120 時間以上）が必要な場合	8
		入院中の親族の付添い（月 60 時間以上）が必要な場合	7
	在 宅 介 護	常時介護（月 120 時間以上）が必要な場合	8
		常時介護（月 60 時間以上）が必要な場合	7
災 害 復 旧		火災等の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合	10
求 職 （起業準備含む）	起業準備をしている場合（入所後 3 か月以内に起業予定であり、かつ起業準備中であることが確認できる場合に限る。）		5
	求職活動をする場合		4
就 学 （職業訓練含む）	学校、職業訓練校等へ通っている場合（月 120 時間以上）		7
	学校、職業訓練校等へ通っている場合（月 60 時間以上）		6
そ の 他		上記各項目に類する状況と認められる場合	4～10

《調整基準指数》

条件		指数
世帯の状況	父母ともに不存在の世帯（死亡・行方不明等）	25
	ひとり親世帯で、満 65 歳未満の祖父又は祖母と同居していない世帯	17
	ひとり親世帯で、満 65 歳未満の祖父又は祖母と同居している世帯	14
	生活保護世帯	6
	父母ともに入所希望日の前年度の市民税が非課税の世帯（生活保護世帯を除く）	1
お子さまの状況	申込みのお子さまに障がいがある場合	5
きょうだいの状況	きょうだい既在に在籍している施設を第 1 希望として申込みする場合	10
	きょうだいで新規に入所を希望する場合	2
	多胎児を含むきょうだいで新規に入所を希望する場合	5
	多子世帯（中学校就学前の子どもが 3 名以上いる場合）	1
	きょうだいに障がいがある場合	1
再申込	出産又は育児休業取得により、米子市内の認可保育施設を一時退所しており、再度申込みをする場合（退所児童・育休対象児童ともに加算）	5
その他	小学校就学前までに卒園になる認可保育施設（ねむの木保育園、ゆりかご保育園、のぞみ保育園、リトルえんぜる保育園、わんぱく保育園、キッズタウン第 2 保育園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所（従業員枠を除く））から卒園後、4 月入所の申込みをする場合	5
	保育士、幼稚園教諭、看護師として市内の認可保育施設、届出保育施設、院内保育所等に勤務する場合	10
	教員・放課後児童支援員・医療的ケア児の看護師として市内の小中学校及び民間学童施設等に勤務する場合	5
	上記各項目に類する状況と認められる場合	1～25

(3) 合計基準指数が並んだ場合

合計基準指数が並んだ場合は、以下の順で利用調整を行います。

1	希望順位が高い順
2	父母ともに不存在の世帯
3	ひとり親世帯
4	申込みの子どもに障がいがある場合
5	基準指数の優先順位（父又は母の高い方を選択し、高い方が同位の場合は、父又は母の低い方で選択） ①災害 ②疾病・障がい ③就労 ④看護・介護 ⑤就学 ⑥出産 ⑦求職
6	きょうだいで新規に入所を希望する場合
7	多子世帯（中学校就学前の子どもが 3 名以上いる場合）
8	利用調整の優先順位に関する基準指数のみで見た場合により指数の高い世帯
9	保育施設等に新規で入所を希望する場合
10	世帯の状況の優先順位 ①離婚調停中の場合 ②満 65 歳未満の祖父母と同居していない場合 ③父母のいずれかが単身赴任の（就労証明書の「17 単身赴任期間」に記載がある）場合 ④多胎児の同時入所
11	A I 入所選考システムによる抽選

(4) デジタル通知（ Speed Letter Plus）

利用調整の結果は、デジタル通知（Speed Letter Plus®）でお知らせします。

米子市からの保育料などの保育に関する通知は、デジタル通知にて個別に送付しますので、保護者（2 名おられる場合は 2 名とも）のお名前登録をお願いします。

登録については、入所申込みの電子申請の際に登録いただいたメールアドレスへ米子市からご案内メールを送ります。届きましたら登録をお願いします。



▲登録説明は
こちらから



ポイント

登録後に Speed Letter Plus® の公式アプリを取得いただくと、お知らせがプッシュ通知でスマートフォンへ届き、ご案内メールの見逃しを防げます。

◆お問い合わせ先 米子市デジタル通知ヘルプデスク
050-3623-0288（平日午前 9 時～午後 5 時）

10 利用者負担額

(1) 保育料

保育料は、保育施設等の適切な運営経費として、保護者の所得状況（市民税所得割額）に応じて決定される月額の利用料です。月額料金のため、登園のない日（欠席日）があっても保育料がかかります。月途中の入退所の場合は日割り計算となります。なお、3歳以上児（年少～年長クラス）の保育料は無償です。



▲ 保育料や副食費の詳細はこちらから

(2) 副食費

副食費は、3歳以上児（年少～年長クラス）にかかるおやつ代です。

(3) その他の費用

主食費、用品代などの実費負担が発生する場合があります。（施設や年齢により異なります）



(4) 保育料の算定について

保育料は、保護者の市民税額における所得割額とお子さまの年齢によって決定します。ただし、保護者のいずれも市民税が非課税の場合は、同居している祖父母等のうちいずれか税額の多い方の税額により決定します。

保育料は毎年4月と9月に算定を行います。4月分から8月分までの保育料は、前年度の市民税における所得割額で、9月分から翌年3月分の保育料は当年度の市民税における所得割額で計算します。

令和9年4月

令和9年9月

令和10年3月

令和8年度市民税所得割額 （令和7年中収入）で決定	令和9年度市民税所得割額 （令和8年中収入）で決定
------------------------------	------------------------------

(5) 納付方法について

米子市への保育料と副食費の納付方法は以下のとおりです。原則として口座振替のご利用をお願いしております。

費用	対象施設	利用可能な納付方法	納付期限
保育料	公立保育所 私立保育所 公立認定こども園	金融機関窓口 こども支援課窓口 コンビニエンスストア スマートフォン決済アプリ	毎月末日 （土・日・祝日の場合は 翌開庁日）
副食費	公立保育所 公立認定こども園	金融機関窓口 こども支援課窓口	



注意事項

※副食費のコンビニエンスストア・スマートフォン決済アプリでの納付はできません。

※私立保育所の副食費、私立認定こども園、地域型保育事業（小規模、事業所内）は納付の方法が異なりますので、利用施設へ直接ご確認ください。

1 1 その他

(1) 認定変更の手続き（世帯の状況が変わったとき）

就労状況やご家庭の環境に変更がある（又は予定がある）場合は、速やかに手続きを行ってください。

- ① 申請期限：毎月 20 日締切
- ② 申請方法：とっとり電子申請サービス

※米子市のホームページから手続きしてください。



▲認定変更はこちらから

◆主な変更例◆

- ・求職活動中で仕事が決まった。
- ・就労していたが退職して求職活動をしている。
- ・転職して実労働時間数が減った。 等

(2) 育児休業中の保育給付認定

下のお子さまの出産に伴い育児休業を取得し、かつ、上のお子さまが引き続き入所する場合のみ、継続利用が認められます。

育児休業中の保育の必要量は「保育短時間」です。

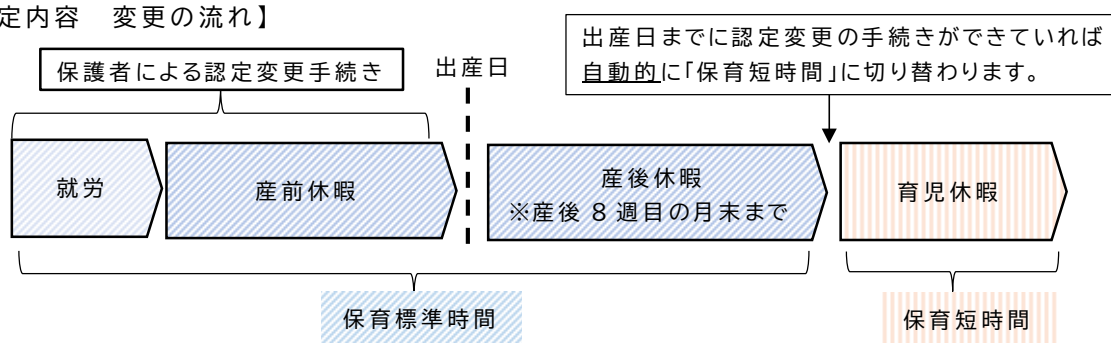
以下の場合、保育の必要量が変更になることがありますので、必ず認定変更の手続きを行ってください。

- ◆産前休暇を取得した場合（出産日までに）
- ◆父親が育児休業を取得する場合
- ◆育児休業から復職する場合（復職予定月の前月 20 日までに）

（例）4 月 20 日に復職予定

：3 月 20 日までに認定変更手続 → 4 月 1 日から就労へ認定変更

【認定内容 変更の流れ】



注意事項

- ※出産日までに認定変更の手続きができなかった場合は、遡って給付認定を変更します。
- ※「妊娠・出産」中に退職された場合、育児休業への切り替えは行いません。
- ※「育児休業」中に退職された場合、保育が必要な事由に該当しないため退所となります。

(3) 現況届（年に1回の継続確認）

保育施設を継続して利用するために、年に1回保育が必要な事由や世帯の状況を確認します。案内が届きましたら、必ず提出してください。

- ① 実施対象者：米子市から提出の案内が届いた方
- ② 通知方法：デジタル通知（Speed Letter Plus®）
- ③ 提出方法：とっとり電子申請サービス



注意事項

※提出がなく保育が必要な事由を確認できない場合、継続して利用できなくなることがあります。

1 2 よくあるご質問

(1) 入所申込みについて

Q 保育施設は何園まで入所申込みができますか？

A. 5 園まで申込みできます

※実際に利用する意思のある保育施設のみご希望ください。

Q 育児休業中に入所申込みはできますか？

A. 申込みできます。

※入所後 1 か月以内に復職（仕事に復帰）することが条件です。

Q 3 月に米子市に転入予定で、現在は市外に居住しています。4 月入所の申込みはできますか？

A. 入所日までに米子市に転入予定であれば、申込みできます。

※入所日までに米子市への転入が確認できない場合は、内定していても入所は取り消されますのでご注意ください。

Q 申込時点ではまだ産まれていませんが、入所申込みはできますか？

A. 申込みできます。

※対象年齢をご確認の上、申込み時の児童氏名欄に「出産予定」と入力し、生年月日欄には「出産予定日」を入力してください。

Q 希望する保育施設の見学はどこに申込みしたらいいですか？

A. 各保育施設へ直接お申込みください。

Q 空き状況が「0 人」の保育施設の入所申込みはできますか？

A. 申込みできます。

Q 幼稚園と併願できますか？

A. 併願できます。

※幼稚園への入所申込みは各施設へ直接お申し込みください。

Q 就労証明書は会社の様式でもいいですか？

A. いいえ、米子市の指定様式をご使用ください。

※入所選考（利用調整）に必要な情報が不足する可能性があるため、必ず米子市の指定様式で作成してください。

Q 以前（1 年前など）に作成した就労証明書を添付して申込みできますか？

A. いいえ、申込日から 3 か月以内に作成されたものを添付してください。

Q 申込みした後に、希望する保育施設を変更したい場合は、どうしたらいいですか？

A. 申込期間中であれば米子市ホームページから変更できます。

※「希望施設変更について」のページから電子申請にて手続きしてください。

Q 他の市町村にある保育施設へ入所はできますか？

A. 相手方の市町村が入所を認めた場合は入所できます。

※別途「広域入所」の手続きが必要です。こども支援課までご相談ください。

Q 保留通知（不承諾通知）は紙で届きますか？

A. 紙では届きません。原則デジタル通知（Speed Letter Plus®）で送付します。

※紙の通知が必要な場合は、デジタル通知の内容をご自身で印刷してください。

Q 子どもに障がいがある場合は、保育士は加配（追加配置）してもらえますか？

A. 加配（追加配置）は、入所先の保育施設がお子さまの状況に応じて決定します。
※事前に状況を把握するため、入所申込みの際の「子どもの健康状態」欄へお子さまの状況を詳しく入力ください。

Q 日中、医療的ケアが必要な子どもは入所できますか？

A. 判定会にて入所の可否を決定します。
※事前の手続きやご相談が必要です。こども支援課までお問い合わせください。

Q 申込み時に「希望する保育施設等に入所できない場合は、育児休業の延長も選択可能」を選択したら、必ず保留になりますか？

A. 必ず保留になるとは限りません。
※利用調整（入所選考）時に調整指数（-20点）を適用し、優先順位を下げますが、利用調整（入所選考）の結果、内定となる場合もあります。

(2) 入所中について

Q ならし保育はいつから始まりますか？

A. 行政上の制度としての「ならし保育」はありません。原則として入所日からの入所となります。
※ただし、お子さまが新しい環境に慣れるため、各保育施設からの推奨や保護者のご希望により、入所日以降に短い保育時間から段階的に進める場合があります。実施の有無や期間・時間については、内定後に各保育施設へ直接ご相談ください。
※ならし保育の期間中（保育時間が短い場合）であっても、入所日以降は保育料が発生します。（日割りや時間割りによる保育料の減額はありせん。）

Q 長期欠席した場合、退所になりますか？

A. 原則として、1か月以上欠席される場合は退所となります。
※欠席期間中も在園扱いとなるため、保育料の負担が発生します。

Q 復職予定で申込みをした場合、いつまでに復職しなければなりませんか？

A. 入所日から1か月以内に復職をしてください。
※期限内に復職されない場合は退所となります。

Q 保育短時間認定ですが、通勤時間の都合で時間枠を超えます。保育標準時間認定に変更してもらえますか？

A. 変更できる場合がありますので、こども支援課へご相談ください。
※シフト制や通勤事情等により、常態的に短時間の時間枠を超える場合は個別にご相談に応じます。

Q 別の保育施設へ転園できますか？

A. 申込みにより転園できます。
※入所申込みと同じ電子申請ページから「転園申請」を選択してお申込みください。

Q 仕事を辞めた（退職した）のですが、そのまま保育施設に通えますか？

A. 実際に「求職活動」を行う場合に限り、最長3か月間継続して利用できます。
求職活動を行わない場合は退所となります。
※口頭での申し出ではなく、認定変更手続き（就労から求職活動への変更）が必要です。
※認定区分は「保育短時間」へ変更となります。
※「求職活動」による認定は3ヶ月が限度のため、延長はできません。3ヶ月以内に再就職が決まらない場合は退所となります。

Q 下の子どもを出産して育休に入りました。在園中の上の子どもの保育認定や利用時間に変化はありますか？

A. 産後 8 週間を経過した日の属する月の翌月から、自動的に「保育短時間」へ変更になります。

※産後 8 週間を経過した日の属する月の月末までは「妊娠・出産（保育標準時間）」のまま利用できます。復職時には、改めて認定変更の手続きが必要です。

(3) 保育料について

Q 年度途中で 3 歳になりました。保育料はいつから無償になりますか。

A. 施設の種類によって異なります。

◆認可保育園、認定こども園【保育部分】、地域型保育事業所

3 歳児クラスから保育料が無償となります。年度当初 4 月 1 日時点の年齢でクラスが決まるため、3 歳になった翌年度の 4 月 1 日から無償化となります。

◆幼稚園・認定こども園【教育部分】

満 3 歳になった日（＝誕生日前日）から無償化の対象になります。

Q 保育料を納付できずに未納になった場合、どうなりますか。

A. 公立及び私立保育所、公立認定こども園は、米子市へ保育料を納付していただきます。決められた期限までに保育料を納めないと「滞納」になり、全額納付されない方には、規定に基づき「滞納処分」を進めていきます。保護者からの申し出により児童手当を保育料の支払いに充てることもできますので、対象条件等詳しくは米子市ホームページをご確認ください。

また、私立認定こども園及び私立地域型保育事業所は保育施設にお問い合わせください。

(4) その他

Q 育児休業給付金の支給期間を延長するための手続はどうしたらいいですか？

A. ハローワーク又は勤務先にお問い合わせください。

その他ご不明な点がございましたら、こども支援課までお問い合わせください。

米子市保育所利用者負担額（保育料）表

認定区分(2号・3号)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				保育標準時間の保育料【月額】 下段（ ）内は保育短時間の場合		備 考
階層区分	定 義		3 歳未満児	3 歳以上児		
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0		1 母子世帯等とは、次に掲げる世帯のことをいう。 ① 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（ただし、支給認定保護者と同一の世帯に属する者がこれに該当する場合を除く。） ② 在宅障がい児（者）のいる世帯 次に掲げる児童（者）を有する世帯 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者 ③ その他市長が生活保護法（昭和25年法律第114号）第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者 2 年齢区分（3歳未満児、3歳以上児）の適用は、保育の実施がとられた年度の初日の前日において行い、その年度中はその年齢区分の保育料が適用されます。 3 所得割の額を計算する場合には、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当所得の控除、住宅借入金等特別税額控除を適用しません。 4 8月以前は前年度分、9月以降は当該年度分の市民税額により決定する。	
B 1	A階層を除く 市民税非課税世帯	母子世帯等	0			
B 2		上記以外の世帯	0			
C 1	市民税均等 割課税額の 世帯を含む	4 8 , 6 0 0 円未満 の母子世帯等	6,300 (6,200)	0 (※)		
C 2		4 8 , 6 0 0 円未満 の上記以外の世帯	13,600 (13,400)			
D 1		6 1 , 0 0 0 円未満 の母子世帯等	6,300 (6,200)			
		6 1 , 0 0 0 円未満 の上記以外の世帯	18,900 (18,500)			
D 2		7 1 , 0 0 0 円未満 の母子世帯等	6,300 (6,200)			
		7 1 , 0 0 0 円未満 の上記以外の世帯	19,500 (19,100)			
D 3		7 7 , 1 0 1 円未満 の母子世帯等	6,300 (6,200)			
		9 7 , 0 0 0 円 未満	24,000 (23,600)			
D 4		1 0 9 , 0 0 0 円 未満	31,100 (30,600)			
D 5		1 3 9 , 0 0 0 円 未満	32,700 (32,100)			
D 6		1 6 9 , 0 0 0 円 未満	34,200 (33,600)			
D 7		1 9 9 , 9 0 0 円 未満	39,000 (38,200)			
D 8		2 6 1 , 0 0 0 円 未満	42,700 (41,900)			
D 9		3 0 1 , 0 0 0 円 未満	46,300 (45,500)			
D 1 0		3 3 3 , 0 0 0 円 未満	48,800 (47,800)			
D 1 1		3 6 5 , 0 0 0 円 未満	50,400 (49,400)			
D 1 2		3 9 7 , 0 0 0 円 未満	52,000 (51,000)			
D 1 3		3 9 7 , 0 0 0 円 以上	58,200 (57,100)			

1. 同時在園の保育料軽減

- ① 保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所・特別支援学校の幼稚部等に入所している同一世帯の就学前児童のうち、2人目が保育所入所の場合は2分の1の額、3人目以降が保育所入所の場合は、保育料が0円になります。なお、年齢の高い順に1人目・2人目・3人目と数えます。
- ② C2、D1の一部(市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯)の各階層については、1人目が保育所等に入所している場合に限り2人目の保育料が0円となります。

2. 多子世帯の保育料軽減

- ① 保護者と生計同一の3人目以降の児童が保育所等に入所する場合は、保育料が0円になります。
- ② C2、D1の一部(市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯)の各階層については、保護者と生計同一の子のうち、年齢にかかわらず最年長から数えて2人目の保育料が2分の1の額になります。

3. 月途中の入退所された場合の保育料計算

(保育料の月額)×(その月の在籍日数)÷(25日)=(その月の保育料)

4. 母子世帯等の負担額について

C1、D1、D2、D3の一部の各階層に認定された母子世帯等において、保護者と生計同一の子のうち、年齢にかかわらず最年長から数えて2人目以降の保育料が0円になります。

(※)

3歳以上児の保育料は無償化されます。
なお、副食(おかず、おやつ)に係る費用については施設への直接支払いとなり、負担が残ります。

令和 9 年度 入所募集保育施設一覧

保育の必要性の認定(2号認定・3号認定)を受けて利用できる認可保育施設の一覧です。今後、施設数や施設内容が変更になる場合があります。

詳細な情報については、右記二次元コード(米子市ホームページ)の施設概要をご確認ください。



【公立】【保育所】 ※順次、統合建て替えを予定しており、転園いただく可能性があります。

施設名	所在地	定員(認定区分)				利用可能時間				開所曜日 (祝日不可)	対象年齢	備考
	電話番号	1号	2号	3号	合計	教育 標準時間	保育 標準時間	保育短時間	開所時間 (延長保育含)			
彦名 保育園	彦名町 4500-36	-	66	24	90	-	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~18:30	月曜 ~土曜	満1歳 ~小学校就学前	今後の方針検討中
	29-0835											
富益 保育園	富益町 628	-	66	24	90	-	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~18:30	月曜 ~土曜	満1歳 ~小学校就学前	令和12年度統合予定
	28-8228											
崎津 保育園	大崎 1444	-	66	24	90	-	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~18:30	月曜 ~土曜	満1歳 ~小学校就学前	令和12年度統合予定
	28-8381											
小鳩 保育園	大篠津町 758-1	-	66	24	90	-	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~18:30	月曜 ~土曜	満1歳 ~小学校就学前	統合予定(時期未定)
	28-8210											
こたか 保育園	尾高 566	-	42	18	60	-	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~18:30	月曜 ~土曜	満1歳 ~小学校就学前	統合予定(時期未定)
	27-1020											
あがた 保育園	福万 363-4	-	66	24	90	-	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~18:30	月曜 ~土曜	満1歳 ~小学校就学前	令和11年3月末閉園 予定
	27-1886											
南保育園	陽田町 45	-	70	20	90	-	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~18:30	月曜 ~土曜	新規募集は ありません。	令和11年3月末閉園 予定
	22-5697											

【公立】【認定こども園】

施設名	所在地	定員(認定区分)				利用可能時間				開所曜日 (祝日不可)	対象年齢	備考
	電話番号	1号	2号	3号	合計	教育 標準時間	保育 標準時間	保育短時間	開所時間 (延長保育含)			
淀江 どんぐり こども園	淀江町 淀江 2-207	6	93	51	150	8:30~14:30	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~18:30	月曜 ~土曜	生後6か月 ~小学校就学前	令和9年4月より 19:00まで受入開始 予定(月曜~金曜)
	57-3504											
東 こども園	博労町 4-289	6	70	44	120	8:30~14:30	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~18:30	月曜 ~土曜	生後6か月 ~小学校就学前	令和9年4月開園予 定 1次申込はありません
	22-5695											
西 こども園	錦町 3-92-7											
	22-5693											

【私立】 【保育所】

施 設 名	所 在 地	定員(認定区分)				利用可能時間				開所曜日 (祝日不可)	対 象 年 齢	備 考
	電話番号	1号	2号	3号	合計	教育 標準時間	保育 標準時間	保育短時間	開所時間 (延長保育含)			
米 子 聖 園 マ リ ア 園	東倉吉町 142	—	51	39	90	—	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~19:00	月曜 ~土曜	生後10か月 ~小学校就学前	令和9年度中に認定 こども園へ移行予定
	34-3054											
わ か ば 園	加茂町 2-211	—	45	35	80	—	7:00~18:00	8:30~16:30	7:00~19:00	月曜 ~土曜	生後6週間 ~小学校就学前	
	22-3774											
か い け わ か ば 園	皆生温泉 2-8-47	—	55	45	100	—	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~19:00	月曜 ~土曜	生後6週間 ~小学校就学前	
	22-3776											
ゆ り か ご 保 育 園	皆生 6-4-21	—	—	35	35	—	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~19:00	月曜 ~土曜	生後6週間 ~3歳未満	
	33-2368											
の ぞ み 保 育 園	和田町 2002-1	—	—	20	20	—	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~18:30	月曜 ~土曜	生後6週間 ~3歳未満	
	25-1910											
い づ み 保 育 園	上福原 1379-1	—	45	75	120	—	7:00~18:00	8:30~16:30	7:00~19:00	月曜 ~土曜	生後6週間 ~小学校就学前	
	33-8985											
キ ッ ズ ン ウ ン 第2保育園	両三柳 1400	—	—	35	35	—	7:00~18:00	8:30~16:30	7:00~19:30 (日祝) 7:00 ~18:00	月曜 ~日曜	生後6週間 ~2歳未満	祝日の利用ができません (ただし1月1日は利用できません)
	30-0111											
リ ト ル え ん ぜ る 保 育 園	旗ヶ崎 2-13-13	—	—	48	48	—	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~19:30	月曜 ~土曜	生後6週間 ~3歳未満	
	21-1746											
大 和 保 育 園	淀江町中間 586-2	—	72	48	120	—	7:00~18:00	8:00~16:00	7:00~19:00	月曜 ~土曜	生後2か月 ~小学校就学前	
	56-2203											
エ ル も こ ど も 園 両 三 柳 校	両三柳 206-2	—	50	27	77	—	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~19:00	月曜 ~土曜	1歳児 ~小学校就学前	
	21-0032											
わ ん ぱ く 保 育 園	米原 1-9-32	—	—	35	35	—	8:00~19:00	9:00~17:00	7:45~19:00	月曜 ~土曜	生後3か月 ~3歳未満	
	30-2415											

施 設 名	所 在 地	定 員 (認 定 区 分)				利 用 可 能 時 間				開 所 曜 日 (祝 日 不 可)	対 象 年 齢	備 考
	電 話 番 号	1 号	2 号	3 号	合 計	教 育 標 準 時 間	保 育 標 準 時 間	保 育 短 時 間	開 所 時 間 (延 長 保 育 含)			
箕 蚊 屋 保 育 園	蚊屋 291-11	-	71	59	130	-	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~19:00	月曜 ~土曜	生後 6 週間 ~小学校就学前	
	27-0806											
五 千 石 保 育 園	八幡 715-1	-	54	36	90	-	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~19:00	月曜 ~土曜	生後 6 週間 ~小学校就学前	
	26-0130											
福 生 保 育 園	上福原 2-2-1	-	74	56	130	-	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~19:00	月曜 ~土曜	生後 6 週間 ~小学校就学前	
	33-5707											
河 崎 保 育 園	河崎 483-1	-	71	59	130	-	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~19:00	月曜 ~土曜	生後 6 週間 ~小学校就学前	
	29-4633											
和 田 保 育 園	和田町 3271-6	-	42	28	70	-	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~19:00	月曜 ~土曜	満 1 歳 ~小学校就学前	
	28-8319											
福 米 保 育 園	西福原 8-2-10	-	72	58	130	-	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~19:00	月曜 ~土曜	生後 6 週間 ~小学校就学前	
	33-1604											
成 実 保 育 園	石井 95-3	-	27	23	50	-	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~19:00	月曜 ~土曜	生後 6 週間 ~小学校就学前	
	26-1855											
住 吉 保 育 園	旗ヶ崎 5-18-10	-	73	57	130	-	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~19:00	月曜 ~土曜	生後 6 週間 ~小学校就学前	
	29-2947											
加 茂 保 育 園	両三柳 4612	-	83	47	130	-	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~19:00	月曜 ~土曜	生後 6 週間 ~小学校就学前	
	29-4329											
車 尾 保 育 園	車尾南 1-13-13	-	71	59	130	-	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~19:00	月曜 ~土曜	生後 6 週間 ~小学校就学前	
	32-2454											

【私立】 【認定こども園】

施 設 名	所 在 地	定員(認定区分)				利用可能時間				開所曜日 (祝日不可)	対 象 年 齢	備 考
	電 話 番 号	1 号	2 号	3 号	合 計	教 育 標 準 時 間	保 育 標 準 時 間	保 育 短 時 間	開 所 時 間 (延 長 保 育 含)			
か い け 心 正 こ ども 園	新開 4-14-11	75	190	66	331	8:30~15:00	7:30~18:30	8:00~16:00	7:30~19:00 (土) 7:30 ~18:30	月曜 ~土曜	生後6か月 ~小学校就学前	
	22-7900											
あ け ぼ の 幼 稚 園	義方町 4-1	105	90	70	265	10:00~14:00	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~18:30	月曜 ~土曜	生後8か月~小 学校就学前	
	22-5054											
認定こども園 よ な ご ベ ア ー ズ	榎原 1889-6	9	66	34	109	9:30~14:30	7:00~18:00	8:30~16:30	7:00~20:00	月曜 ~土曜	生後6週間~小 学校就学前	
	39-7100											
キ ャ ッ プ ウ ン か み ごと う	両三柳 1400	10	75	25	110	9:30~14:30	7:00~18:00	8:30~16:30	7:00~19:30 (日祝) 7:00 ~18:00	月曜 ~日曜	2歳児~小学校就 学前	祝日の利用がで きます(ただし1月1日は 利用できません)
	30-0111											
キ ャ ッ プ ウ ン さ く ら	兼久 606-3	6	66	53	125	9:30~14:30	7:00~18:00	8:30~16:30	7:00~19:00	月曜 ~土曜	生後6週間 ~小学校就学前	
	26-2692											
み ず ほ 幼 稚 園	陰田町 324-6	114	90	54	258	10:00~14:30	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~18:30	月曜 ~土曜	生後10か月 ~小学校就学前	
	33-3118											
よ な ご ま な び や 園	皆生新田 3-6-21	15	75	63	153	8:30~14:30	7:00~18:00	8:30~16:30	7:00~18:30	月曜 ~土曜	生後8週間 ~小学校就学前	
	36-8007											
仁 慈 保 幼 園	東町 456	9	51	39	99	8:30~13:30	7:00~18:00	9:00~17:00	7:00~19:00	月曜 ~土曜	生後6週間 ~小学校就学前	
	34-3267											
あ ゆ み 保 育 園	両三柳 2406-3	6	44	40	90	9:00~15:00	7:00~18:00	8:30~16:30	7:00~19:00	月曜 ~土曜	生後6週間 ~小学校就学前	
	33-8616											
え ん ぜ る こ ども 園	旗ヶ崎 1-3-10	15	45	45	105	8:30~16:30	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~19:30	月曜 ~土曜	生後6週間 ~小学校就学前	
	33-8550											
米子みどり 幼 稚 園	車尾 3-12-56	85	54	21	160	8:30~15:00	7:30~18:30	8:00~16:00	7:30~18:30	月曜 ~金曜	生後8か月 ~小学校就学前	土曜日の利用はで きません
	33-5106											
夜 見 保 育 園	夜見町 1679-8	15	60	30	105	8:00~16:00	7:00~18:00	8:00~16:00	7:00~19:00	月曜 ~土曜	生後6週間 ~小学校就学前	
	29-0927											
認定こども園 良 善 幼 稚 園	安倍 65	36	25	15	76	8:30~14:30	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~18:30	月曜 ~土曜	生後10か月 ~小学校就学前	
	24-0815											
新 開 こ ども 園	新開 7-3-27	5	6	9	20	9:00~13:30	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~18:30	月曜 ~土曜	生後6週間 ~小学校就学前	
	21-9030											
よ ど え バ バ ー ル 園	淀江町佐陀 2169	3	36	36	75	9:00~14:00	7:30~18:30	8:00~16:00	7:30~19:00	月曜 ~土曜	生後6か月 ~小学校就学前	
	56-5268											
ひ ば り こ ども 園	上福原 5-13-78	15	49	31	95	8:30~16:30	7:00~18:00	8:30~16:30	7:00~19:00	月曜 ~土曜	生後6週間 ~小学校就学前	
	33-6166											

【小規模保育事業所】

施設名	所在地	定員(認定区分)				利用可能時間				開所曜日 (祝日不可)	対象年齢	連携園	備考
	電話番号	1号	2号	3号	合計	教育標準時間	保育標準時間	保育短時間	開所時間 (延長保育含)				
ベビーハウス 向井	安倍 717-1	-	-	19	19	-	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~18:30	月曜 ~土曜	生後2か月 ~3歳未満	認定こども園 良善幼稚園	
	29-8781												
ファースト ステージ あんじゅ	錦町 1-177	-	-	12	12	-	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~19:30	月曜 ~土曜	生後6週間 ~2歳未満	米子みどり 幼稚園	
	33-3355												
アート チャイルドケア 皆生 くれよん 保育園	新開 2-8-38	-	-	12	12	-	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~19:30	月曜 ~金曜	生後6か月 ~3歳未満	かいけ心正 こども園	土曜日の利用 はできません
	21-1560												
ベビーエルル 両三柳	両三柳 193-3	-	-	12	12	-	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~18:30	月曜 ~土曜	生後6週間 ~1歳未満	エルル こども学園 両三柳校	
	21-7333												
ベビーエルル R431 加茂	両三柳 4349	-	-	12	12	-	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~18:30	月曜 ~金曜	生後6週間 ~2歳未満	エルル こども学園 両三柳校	土曜日の利用 はできません
	21-1771												
はじめの 一歩	富益町 650	-	-	19	19	-	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~18:30	月曜 ~土曜	生後5か月 ~3歳未満	かもめ 幼稚園	
	57-4067												
山光みらい 保育園	尾高 654-12	-	-	19	19	-	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~19:00	月曜 ~土曜	生後2か月 ~3歳未満	みずほ幼稚園 東みずほ幼稚園	
	46-0035												
アート チャイルドケア 目久美 くれよん 保育園	目久美町 32-8	-	-	12	12	-	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~19:30	月曜 ~金曜	生後6か月 ~3歳未満	みずほ 幼稚園	土曜日の利用 はできません
	46-0701												
たんぽぽ 保育園	西福原 9-14-14	-	-	12	12	-	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~18:30	月曜 ~土曜	満1歳 ~3歳未満	かもめ 幼稚園	
	36-8338												
アイグラン 保育園 米原	米原 9-4-23	-	-	12	12	-	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~22:00	月曜 ~日曜	生後57日 ~3歳未満	大和保育園	祝日の利用 ができます
	30-4570												

【事業所内保育事業所】

施設名	所在地	定員(認定区分)				利用可能時間				開所曜日 (祝日不可)	対象年齢	連携園	備考
	電話番号	1号	2号	3号	合計	教育標準時間	保育標準時間	保育短時間	開所時間 (延長保育含)				
いずみっこ 保育園	淀江町 淀江 1075	-	-	5	5	-	7:30~18:30	8:30~16:30	7:00~20:00	月曜 ~土曜	生後6か月 ~3歳未満	西部あおば幼稚園 かもめ幼稚園	
	56-1300												